発行所=社会通信社 発行人=滝野 忠

郵便振替 東京都渋谷区本町六丁目二八一二一九〇四 - 4ページ http://shakaitsuushin.cool.coocan.jp/ e-mail: shakaitsuushin@nifty.com 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金=中央労金本店N.1154163 電話・FAX(03)3299-5367

へ も くじ~

■巻頭言■

映画 「三池の闘 皆さんのご来場をお待ちして 11 لح 『向坂教室』 上映会 います

2

「三池と安保闘争」 か ら 60 周 年

Щ 下 俊幸・・ 3

ベ ネ ズ 工 ラ 情 勢 11 て

滝 忠 5

日本を支える電力 する。 にム

つい て

8

経団連の 提言は 温暖化対策 の名のもとに何を狙うし ~ V て 原 野 か

「階級」としての労働者と労働組合と労働法 本村

充 :

10

12

読者

カン 5 \mathcal{O} おたよ

NO.1288

_ O 九年五月 五日号

(毎月一日・一五日二回発行)二〇一九年五月一五日発行

■巻頭言■

画 \equiv 池 \mathcal{O} 闘 11 لح 『向坂教室

皆さんのご来場をお待ちしています

働組合の合法化を進めるなど民主化政策を打ち出した。 再び刃むかうことのないようにと、財閥の解体、農地解放と共に労 日敗戦によってアメリカの占領下におかれ、 G H Q は 日

六年二月三日、福岡県大牟田市の笹森公園で三池労組の結成大会がもたれた。 三井三池炭鉱では、 同年一二月一七日、三川鉱労働組合が結成され、翌年の 九 兀

大会には日の丸を掲げ、三池鉱業所の所長、市長、警察署長などが祝辞を述べるな まさに御用組合の船出の様相であった。

の首切り反対闘争を経験し当時、日本最強の労働組合へと成長していく。 労働組合で学習会が始まり、「眠れる豚」と揶揄されていた三池労組は、 その後、当時九州大学教授であったマルクス経済学者の向坂逸郎氏らの協力により、 その後幾多

連の指導の下、警察、右翼、暴力団などを総動員した。 、三一三日のストライキをバネに「三池闘争」が始まった。三井資本は政府、日経一九五九年から六○年にかけて、組合役員、活動家一二○○名の指名解雇が強行さ

援部隊を送り、「総資本対総労働」の闘いとなった。 一方、総評及び炭労は全国的支援体制で現地九州・大牟田に数十万人のオル グ 支

日国会周辺に数万人に及んだ。 また、岸信介内閣による「日米安保条約」締結に反対する労働者・学生のデモは連

跡を残し、この闘いの教訓が国鉄労働組合をはじめ全国各地に広まり、 の階級的強化が前進した。 こうして一九六○年は「安保と三池」の闘いが結合し日本労働運動史に輝か 日本労働運動 としい足

二八名の首切りを断行。今や「総評」「社会党」は無くなり、 ・総評を潰すため」と称して、国鉄の「分割・民営化」を強行し、国労組合員ら七六 「名ばかり労働組合」の「連合」の時代となった。 その後、戦闘的 ・階級的労働運動を潰すため、一九八七年に中曽根首相 政府 ・資本の後押 は 「社会党 しで

の生活や平和が脅かされ続けている。このような現状を憂い、左記の要綱で歴史的な いであり、 多くの教訓を残した「三池闘争」の記録映画 非正規労働者の増大、格差社会、 戦争の出来る国づくりが進み、 の上映会を開催します。

のご来場をお待ちしています。

五月 一八日(土) 一二時開場、 一二時一五分上映開始、

一五時四五分まで(三時間三〇分)

「サンプラザ市原」一階のアイスペース(内房線五井駅西口隣接)

「三池のたたかいと向坂教室」(二一〇分の長編)

参加費 主催者 「労働・社会科学学習会」呼びかけ人代表 原則無料ですが、会場費の負担として、五〇〇円をお願 市原 芳樹 V

連絡先事務局 上下 俊幸 〇九〇一三二三五一〇六六一(山下携帯)

لح 安 闘 60 周

学習会そして映画

1960年の「三池闘争と安保闘争」から今年で60年を迎えます。 私は高校生でした。 政治に大きく影響を及ぼしたこの闘いは、 歴史的な意義を持つものでした。 戦後日本の労働

弁当でお手伝いいただき、小さな学習会を行っています。 (呼びかけ人代表・市原芳樹)を本年2月より毎月1回、 私たちは労働運動、社会主義運動の再建・強化をめざして「労働・社会科学学習会」 『社会通信』 の滝野忠氏に手

2月は「向坂先生と岩井章さん」

3月は「マルクス生誕200年と『共産党宣言』

4月は「向坂逸郎と『資本論』」

5月は、私たち社会党・総評系の闘いの原点

を学びたいと考え、映画「三池の闘いと『向坂教室』」の上映会を行うことにしました。 とも言える「1960年の三池と安保の闘い」を映像を通じて、その闘いの経緯と教訓 この映画は、 3時間30分という長編の大作です。 向坂逸郎氏の門下生であった林信男氏から私(山下)に贈られたもので

た書籍や論文から学んできましたが、 「三池闘争」については、向坂逸郎、 千葉では初めての映画上映です。 灰原茂雄、 塚元敦義の各氏らによって書かれ

三井三池争議

6 0年10月末まで1年以上にわたって闘われる大争議となった。 総資本対総労働の対決」と呼ばれた三井三池争議は、 1959年8月末から19

池労組の職場活動家を「生産阻害者」として整理することを提示した。 人員整理を発表。 1959年8月28日、三井鉱山は全山で4580名(うち三池炭鉱は2210人)の 会社は、人員整理は単に量のみならず質の問題でもあるとして、三

望退職の募集に踏み切った。これに対し三鉱連は断続的なストライキに入った。 会社と三井鉱山労働組合(三鉱連)との団交は決裂し、会社側は10月14日一方的に希

解雇を主張し、団交は11月12日再び決裂。中労委が斡旋に乗り出すも労使双方が拒否。 連は指名解雇は絶対認めないという立場をとり、三井資本は三池の生産阻害者の指名 した者は142名にすぎなかった。決裂していた団交は10月27日再開されたが、三鉱 1959年12月10日、三池の1279名(社会党員、共産党員を含む職場活動家、 10月末までに三池以外では希望退職者の達成が見込まれたが、三池では退職を希望 職場・地域分会役員やその経験者)を指名解雇。

限全面 全域に先制的ロックアウトを実施し第二組合結成を促進するも、 三池労組の断続的ストライキが続いていたが、三井資本は港務所を除く三池鉱業所 トに突入し長期戦に入った。 三池労組は同日無期

へ組合員を送り込み「スト中止、 組合切り崩し攻撃が強まり、 元共産党幹部で後に転向した三田村四郎 生産再開」を求める批判勢力を結集し、 いらの労 1 9 6

0年3月17 日「三池炭鉱新労働組合」(2870人)を結成 全労会議(後の「同盟」)が

労組だけロックアウトを解除。それ以降両労組の対立が激化。 新労組は3月24日、 **4**月 末には、三池労組9001人に対し、第二組合の新労組は4944人となった。 労働協約、 生産再開などの協定を結び、 三井資本は3月28日に新

かかり、 1960年3月29日、四ツ山鉱正門を警備していた三池労組のピケ隊に暴力団が 多くの負傷者を出し、 組合員久保清さんが刺殺された。

炭労斡旋案拒否―三池労組三鉱連脱退へ

を撤回、 組合(三鉱連)の斡旋案受諾と三池労組などの反対意見と激しく対立した。 9~17日に開催された炭労第25回大会が開催され、中労委の「会社は指名解雇 解雇当事者は自発退職」という藤林斡旋案が討議にかけられ、三井鉱 山労働

労大会では斡旋案拒否が決定され、三池を除く三鉱連5山の代議員は一斉に退場した。 景に、三鉱連以外の大手13労組のほとんどが斡旋案拒否の立場をとるようになり、 て三池争議を指導するようになる。 大会最終日、三池現地指導委員会の設置が決まり、以降、総評・炭労が前面にたっ 炭労執行部は当初受諾に傾いたが、久保清さん刺殺事件を契機に高揚した運動を背 三池労組は三鉱連脱退を表明した。

ホッパー決戦

する拠点である。 ホッパー(貯炭槽)占拠に集中する戦術をとる。 第二組合は、会社、 警察の協力で入鉱し生産を再開したため、 ホッパーは採掘した石炭を鉱 三池労組は三川鉱 \sim \mathcal{O}

国から支援に駆けつけた。最高7000人に達したピケ隊で止められた。 ここを占拠することで石炭搬出を阻止するため、 ピケには三池労組員だけでなく全

かれ、 れ、約10万人がホッパーを取り囲み、2万人規模でホッパーの死守が決定され7月17日、「安保体制粉砕・不当弾圧反対・三池を守る総評九州拠点大集会」 7月5日、 第二組合は海上から強行就労をはかり、衝突し大量の負傷者を出した。 が開

三池争議の収拾

斡旋案白紙委任を求めた。 隊排除のため警察官1 かねない状況の中、 20日、ホッパー 万人の動員を要請。衝突が起これば、 周辺立ち入り禁止仮処分を実施するため執行官が2万人の 急遽中労委の藤林会長が職権旋案に乗り出し、 2桁の死者、 労使双 3桁の負傷 方に ピケ

炭労は申し入れを受諾し、衝突は事前回避され 総評太田薫議長も本部案を支持した。 、その内容は第2次案同様に指名解雇を認めるものであった。8月18 本部は斡旋案は承認できるものではない、としながらも事態の収拾を提案 い批判を押し切り、6日に「条件付き事態収拾」を決定。 大会は紛糾し中断、 た。 8月10 日第3次斡旋 9月4日に再開 案が 日からの炭 され 「さ れ

8日、 炭労大会決定を確認し事実上の終結となった。

安保改定阻止国民会議の結成

を背景に総評などの呼びかけで1959年2月28日、「安保体制打破、日中国交回復 と全労会議(同盟)は不参加。 国民会議」が開かれ、 959年に入って、日米安保条約改定について世論の関心が次第に高 安保条約改定阻止国民会議結成の呼びか け が行われた。 まり 新産

事団体に選ばれた。 参加したのは134団体620人で、総評・中立労連・社会党・など13団959年3月28日「安保条約改定阻止国民会議」の結成大会が国労会館で 体 開 がか 幹れ

とした。 大会は、 安保条約の改定阻止、 さらに廃止、 そして日本の積極的中立 \mathcal{O} 実現を方

ストや大規模集会、デモが行われ、全学連の の統一行動が取り組まれた。6月25日の第3次統一行動は、1959年4月15日、国民会議による第一次全国統一行動 の午後2時授業打ち切りをはじめ全国で40 国会構内突入もあった。 0万人が参加 動は、炭労の24時間スト、日一行動が行われ、年末まで10 した。 その後、 断続的 日教 次

新安保条約の調印と批准反対闘争

田 空港ロビー占拠する行動に出て、機動隊と衝突で79人の逮捕者を出す。1960年1月16日岸首相らが新安保条約調印のためアメリカに出発。 は 羽

19日、ワシントンで日米相互協力及び新安全保障条約が調印された。

された。 会党は反発したが、 2月5日、 したが、国会に500人の警察官と暴力団が導入され、社会党議員は新安保条約の批准・承認を求める法案が第34通常国会に提出された

を上回り、警察・右翼暴力団との衝突で東大生の樺美智子さんが殺された。岸首相は万人、中立労連19単産100万人など。6月15日の第18次統一行動は「6・4」スト連日抗議デモが続き、6月4日には大規模な政治ストが行われ、総評系57単産360 行採決され、5月20日午前0時19分、新安保条約は強行可決された。5月20日以降社会党など野党3党だけでなく自民党反主流派が欠席したまま会期50日の延期が 自衛隊の出動を要請するも赤城宗徳防衛庁長官の反対で断念した。 の延期が強

(「労働・社会科学学習会」事務局・山下 俊幸)

ラ 情

「祖国か死か」

は国際: 多数の貧しい が、ベネズエラの国を左右します。チャベスが「革命」政権を打ち立てるまで、石油ベネズエラの富は労働者の労動と石油が生みます。その富をどの階級が支配するか の温床でした。 的な石油独占体、 チャベスは石油を一部の者の私有財産とす 国内の支配階級に支配され、彼らの Ź ノラクラ生活と浪費、 \tilde{O} では なく、 圧倒

だ をふくむ世界 ベネズエラはキュー ベネズエラは世界一の石油埋蔵量をもちます。米国は一界のすべての国と仲よくしたいと考え行動しています。 はキューバがそうであったように国民のためのものとしたのです。 ったように、 "反米" 国家ではあ 一人占め 米国はそれを拒ん りま した かせん V 米国 で

ズエラ人民です。 ケンカを売ったのは米国です。ベネズエラは「犠牲者」です。 す。貧乏人に分け与えるなんてケシカランと、ベネズエラ政権に『敵対』するのです。 「祖国か死か」と『祖国防衛戦争』に起ち上がっているのが、マドウロ政権下のベネ キューバ と同じように

ネズエラ政権をつぶす戦争は"不正義"です。ベネズエラ人民の意志を実行し、 社会主義をめざす戦争もあることです。米国が中南米の国々の多くに圧力をかけ、 的な帝国主義戦争もあれば、帝国主義戦争に抗して民族の独立・尊厳・自主権を守り、 命」政権を守りぬく戦争は ベネズエラの情勢は 戦争というものへの考え方を訓練してくれます。 "正義"です。 反動的・侵略

考え判断し、行動しなければならないというマルクス・エンゲルス、戦争について、ベネズエラはどの階級のための戦争か、それを階級 いくらいに強調した古くて新しい課題が展開しているのです。 、それを階級関係全体の中で レーニンがくど

米国の狙い

米は 米国 つぶしたい、 る中国が権益を拡大しています。中国と強い経済的・政治的関係をもつベネズエラを 米国はなぜベネズエラをこれほどまでに締めつけるのでしょうか。理由は2つです。 19世紀末から米国の植民地としてありました。そこに、米国が「敵、脅威」とす の経済は資本主義の金融資本主義化で腐朽性を強め、製造業は衰えました。 中国への米国の強い意志と脅迫。 これが一つです。

国がイラン石油の全面禁輸を実行したことは2つの国への ラは米国の権益地となります。そして、 をもって行われていることを示します。 体 の B P に価格を決める力はありません。米国がベネズエラの「革命」政権を倒せばベネズエ 国を再び世界一の産油国としました。かつて石油カルテルで威力を発揮したOPEC 二つは石油利権の一人占めです。シェールガス、 米国の総資本、 中東問題は『解決』できるとの思惑です。ベネズエラ侵攻作戦が進むなか、 、ロイヤル・ ダッチ・シェルとカルテルを結べば、 エクソンモービル、シェブロンの石油独占体、そして国際独占 米国が石油価格への支配力をもつことになり 投機による石油価格 制裁, エネルギー市場を支配で が1つの の高

02~05年にもクーデター

麻痺すれば経済は混乱し、国民生活は麻痺。 る、米国の介入はさらに強くなるだろうとの不安がよぎりました。安心もありました。 やりなおせ」と、 独占資本家が結託しチャベスを拉致(らち)、大統領代行に経済界のボスをたてまし 人物を、大統領代行にかつぎ上げました。米国は現大統領のマドウロは「国民を弾圧 クーデターはチャベスさんの時代の2002~5年にもありました。 それが失敗すると国営石油会社の労働組合を使い生産サボタージュ。石油生産が 00日前の1月23日、米国はベネズエラでもだれも知らなかったグアィドという 大統領選挙は不正だった、マドウロに資格はない。やめて、大統領選を チャベスは禍を福としました。 周到な準備でクーデターをおこなったのです。ベネズエラはどうな それに乗じて政権転覆がネライでした。 -デター -に加わ った軍、石油会社、 米国と国内の

んのです。 たとえば最高裁 判 選挙管理委員会を人民ととも 彭 入 n

資本家階級と米国 政権を支え、 づくり、さらにキューバとの連携 強める組織の結成、国独占資本が共謀し 国民生活安定・向上、地域からた生産サボタージュ、クーデタ ・協力へと飛躍します。 \tilde{O} Ì 連帯をめ \mathcal{O} 粉 は ざす

文化大国 キューバ

対置したのです。 資本主義社会 的 ユ (ま) け」との労働者の意識向上をめざす社会主義学習闘争です。 人間をつくってきたからです。 ソ連崩壊という苦難のなかで、 ーバは文化大国です。キ の消費文明に社会主義社会の最重要事である、 ューバが米国 社会主義体制を維持しつづけられたのが米国の60年余の経済制裁(締めつけ カストロさんの 「思想は武器に勝る 人間 の全面: カストロさん 思想の種 的発展を は、社会

育 はスペイン語ですから、国際連帯はむつかしくないのです。 つでも無償でとんでいきます。キューバの教育、医療制度、 や医療労働者を派遣します。 キューバの教育、 バに石油を提供し、 民族独立を闘いました。 **追します。ラテンアメリカは近世スペイン、キューバはベネズエラで国民教育の発展、** キューバは天然資源をもちません国民の文化意識は世界一、苦しむ 「反米」そして反帝国主義の意識 は 人民 現代は米国の支配に 国民の健康向上に教 ベネズエラはど 高 ので す。 言葉 キは ユい

うがな 米国はキューバにやっつけられ続けていますから、キュー 「キューバと仲よくするヤツも」です。 い、「坊主憎けりや袈裟 (けさ) まで憎い」なんてことわざがあります バが `僧 く て憎 \leq · がて しょ

経済制裁は〝戦争

大きくするため、 ロシア、イラン、 経済制裁 "についてです。 キュー イラン原油の全面禁輸を発動しました。 バそして北 米国の経済制裁『締め付け』作戦に直面し 朝鮮等々です。 米国はイラン \mathcal{O} 経済混 乱 7 能をさら にが

気です。まさに "締め付け" "兵糧攻め"、 らもしめだされます。 情報通信技術 油を購入すれば の発展は、 さらに米国は預金を封鎖し、取り引きできなくすることまで 制裁違反"とされ、 瞬時に1ドル単位の取引きまでつかみとります。 ドル資金ができなくなります。米国市 戦争です。 1 ラン 場かか

かわる者だけではありません。ベネズエラは帝国主義がつくった『モノ・カルチ の更新 ベネズエラ経済を危機におとし 石油生産が止まればベネズエラ経済、財政はたちゆかなくなり、 ストップすれば消費物資を輸入できません、品不足となります。 経済危機は社会不安を大きくし、 くなり傷みます。 を閉ざします。石油生産 長くおかれ、 本質で 日常生活必需品を十分につくる生産力はありません。 それに修理と設備の更新が必要です。 入 の能率は落ち、生産量は減ります。 、ます。 政治危機へと発展します。 ベネズエラ の品物不足、 制裁は 制裁 経済危機 設備 部品と新 は石油売買 石油生産の 1 フレ は年を重ね 石油 どな い設 ...の輸 E t

支持基盤

手詰まりにあると伝えます。 呼びかけたクーデターです。これも失敗し、消息筋は米国やベネズエラの反動勢力は 月の電力供給網の ・11」どころではありません。 \mathcal{O} こうしたなか のみごとに失敗です。 一弾がグアィドを大統領代行にし、マドウロを大統領から引き下ろす作戦でした。 破綻工作です。これはベネズエラ人民全員をまきこむテロです。「9 米国は軍事侵攻まで想定しベネズエラへの圧力を強めています。 米国はマドウロの権力基盤を甘くみたのです。第2弾が3 第三弾は4月からのグアィドが軍人を引き連れ蜂起を

りません。 ミューン (コレクティボともいわれる) とミリシア マドウロ政権の基盤は「革命政府」を下から支える地域から生産・分配をになうコ 準備しています。 ベネズエラ人民は世界の労動者に未来を開いてくれるに違いあ (市民軍)組織です。米国は侵攻 (滝野

『日本を支える電力システムを再構築する』につい ―経団連の提言は温暖化対策の名のもとに何を狙うか

力システムを再構築する』をとりまとめ、中西宏明会長が記者会見した。 週刊 『経団連タイムス』(4月11日)によると、経団連は提言『日本を支える電

共有され、電力の全体像について国民的議論が展開していくことへの期待」を強く訴 提言だ」とし、「電力を巡る危機感が政府・経済界・学術界をはじめ、広く国民にも や事業活動に甚大な影響を及ぼしかねないと危惧していると説明。この危機感を会長 ・副会長をはじめ首脳レベルで共有して取りまとめた経済界からの問題提起が今回の 「かねてより日本の電力に強い危機感を持っており、 このままでは国民 生活

投資を活性化すべく、 ないばかりか、電力供給の質の低下や電気料金の高騰につながりかねず、地球温暖化 ラへの投資を抑制している。こうした危機を放置すれば、化石燃料依存から脱却でき きていない。 の打開策となる②再生可能エネルギーの拡大も、③安全性が確認された原子力発電所問題への関心が高まるなか、東日本大震災以降、①火力発電依存度は8割を超え、そ 対策や産業競争力強化に逆行する。 の再稼働も、 提言の概要 一方で、 困難な状況。結果として・・・④国際的に遜色ない電気料金水準も実現で 日本の電力は4つの危機に直面している。 電気事業者は投資回収の見通しを立てにくくなり、 環境整備を進める必要がある。」 Society5.0 実現の重要な基盤である電力に 国際的に地球温暖化 電力インフ 対

提に、既設発電所の再稼働やリプレース・新増設を真剣に推進することが不可欠で「原子力発電については、地球温暖化対策の観点からも安全性確保と国民理解を大

肢を確保することが重要」と強調。「原子力については、 明らかであり、再生可能エネルギーや原子力など、 さらに会長は記者会見の 中で 「化石燃料が永遠に使い続けられるも 化石燃料以外のエネルギー 政府、 電力会社、 のでないことは 設備 - の選択 ズー

あれほどの事象を経験したなかでも電力に対する危機感が日本全体で共有されていな ウト(大規模停電)のような事態が全国で起こる可能性も排除できないとしたうえで、 いことに懸念を表明。広く危機感の共有を図り、解決に向けた議論を行っていきたい」 日本の電力が直面している課題を放置すれば、昨年9月の北海道でのブラックア など関係者が一体となって、社会的信頼を醸成していく必要がある」とした。「ま

た自然エネルギーの充実だ。 なかったばかりか、全国で発送電を独占的に支配したまま、 陽光の買取りを制限しているのだから。確実にブラックアウトを防げるのは、 に優先使用させ、 のは経団連の諸君の責任である。福島事故後に喧伝された「発送電の分離」を実行し いかに嘘を平気で並べ立てて、もっともらしく誘導するかの見本のような提言である。 嘘の塊 第一に、「再生可能エネルギー(自然エネルギー)の拡大」が「危機」に陥っている いまさら詳しく反論する必要もあるまい。独占資本とは目先の利潤のために、 あるいは原発稼働用に空けてあり、せっかく成長し始めた風力や太 基幹送電網は原発と火力

国際的にはまったく通用しない「安全性」にすぎない。 をほんの少し小さくしただけであって、決して「安全性が確認された」ものではない 準」でことごとくの原発を「安全」と認定しているが、福島事故原発に比べて危険性 では国家権力の一翼を担う原子力規制委員会という名の原子力推進委員会が、「新基 第二に、「安全性が確認された原子力発電所」などというものは存在しない 日本

その発電コストの方がはるかに優位に立ったからである。 発の建設費が相当に高くつくからであった。また洋上風力などの建設が急速に進み、 だったはずの原発の輸出計画が総崩れしたのは、福島事故後に少しばかり改善した原 中西会長がイギリスへの原発輸出に失敗し、独占資本と安倍政権の「成長戦略の柱」

性確保」ができるわけもないし、「国民理解」が進むわけもない 理解を大前提に、 不可欠である。」などといかに強調しても、巨大地震が予想されている日本で、「安全 第三に、「原子力発電については、地球温暖化対策の観点からも安全性確保と国民 既設発電所の再稼働やリプレース・新増設を真剣に推進することが

とんどの作業は遠隔操作となるが、すでに開始は予定から4年4か月も遅れている。 ベル放射性廃棄物はどこにもっていってどう処分するのかも決めようもない。 の高台にある共用プールに移すことさえままならない。 の上部にある使用済み核燃料プールの中から健全なはずの核燃料を取り出して敷地内 デブリ等はもとより、使用済み核燃料であれ再処理後のガラス固化体であれ、 福島を見ると、メルトダウンした燃料デブリを取り出すことはおろか 建屋内の放射線量が高く、 :、原子炉建屋 高レ

処理場に集めてみても、県民に約束している30年以内に移すべき処分場など現れまーフレコンバックに納められた多量の中・低レベルの廃棄物でさえ、原発敷地周辺の れる所などどこにあるはずもない。 。 "臭いものにはふた" のごとく、公共事業に使ってしまうことさえ図られてい

受け入

なくなるはずである。 「国民理解」が進めば進むほど、 再稼働もリプレ ース (建て替え) も新増設もでき

こそ許 当な差 問題を する韓国の てきた政府と経団連にとって、大誤算のしかし当然の事態となった。日本政府が「不 紛争処理手続きで日本は逆転敗訴した。 しがたい 別 「不当な差別」 禁輸措置を で「必要以上に貿易制限的」と主張した福島や茨城など8県の水産物に対 「不当な差別」 韓国による水産物輸入禁止措置をめぐる世界貿易機関(W W T とは思っていない日本政府は、韓国による日本産品 〇が容認したのである。 だと憤慨するのである。 東日本大震災、原発災害からの復興を喧伝 植民地支配や徴用工や慰安婦等の 福島 の実情を見るとよい の禁輸措置 Т

れには 海に放 の相当量が残ったままであることが明らかになった。タンク保管が無理になったので いして捨 ては大量となる。他方では通常の許容被曝線量の20倍まで我慢して故郷に戻れと 第一原発には 原子力緊急事態宣言を解けないままの 出すると言う。 トリチウムしか残っていないとしてきたが、 てればよ 上に置く中西君や安倍君の本心は、 いとする。だが1 00万トンを超えた高濃度汚染水がある。 東電はつい先日まで、 政府や規制委員会はセシウム等をできる限り濾過して、後は希 0 0万トンの中に含まれる放射性物質は絶対量と 「復興五輪」である。 福島や沖縄を見るだけで明らかであ 放射性セシウムやストロンチウム 独占資本の利潤を

とし 7 労働者と労働組合と労働

労働法にみる「労働者」 ている。 てきている、そういうことではないのか。 はたしてそうか。そもそも『労働者』という概念自体が意図的に曖昧 いま『労働者』という存在が曖昧になってきていると にさ V

では 本質について考えてみたい ということを解き明かすことによって「労働者」という存在を再認識することが大事 だれが何のために。 ないのか。今回はこの基本的 むしろ問題は、 0 なことを軸にしながら 何が社会を動か しうる原動力 「労働法」そのも となりうる 0 の意義と \mathcal{O} カュ

業又は を次のように定義している。「この法律で『労働者』とは、 まず 事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」 何よりも『労働者』という観念についてである。 労働基準法9条は、 職業の種類を問わず、 「労働者」

産業革命と機械制大工業の発展 イギリスを端緒とする「産業革命」までさかのぼる。 18世紀後半の産業革命以降発展した機械制大工業においでであった。 なぜこのような定義が出てきた 労働者が初めて大量に出現 0 か。 その背景 した は、

抗闘争の高まりとともに、 れ、他方では監督者の管理下に置 最大化をねらう合理主義的な管理体制のもとで、一方では機械の配置や速度に規制さ 量の半熟練および不熟練労働者が生産 工場制手工業の段階で生産活動の主軸とな た。しかし、生産手段の そこでは、 できたといえよう。 徹底した分業化と近代的工場制度の採用により、 結果的 飛躍的発展は商品の大量生産を可能とし、 に労働者と家族はその カ て、 現場の主役となった。そこでの労働は、 労働にお っていた職人的熟錬労働者にかわって、 ける自由と主体性は大幅 条件下で、 それ以前の家内 生活水準を向 資本に対する抵 に制約さ 効率の 工

され 資本家と労働者 てきたのである。 つまり、 労働者がその発生からすでに「階級」としての存在であったということであ 資本主義の飛躍的発展とともに「労働者」という階級が必然的に生み出 これが労働者のそもそもの発生起源であるが、労働者 \bar{O} もう一 0

るために資本家と「契約」関係を結ぶのである。 持っていない。そこで労働者は自らの 機械とか工場とか生産手段を持 っているの 「労働力」 は、 資本家である。労働者は生産手段を と生きる手段としての 「賃金」を得

より 者」の規定が、「使用される」= 者の「労働力」は「賃金」以上の利潤を生みだしているということになる。資本家と 労働者は最初から対等の「契約関係」にはないのである。ともあれ労基法では「労働 ある。これは単純に考えてもわかることであるが、資本家は、生産手段の維持・拡大、 ک り立つことになる。 材料の確保、市場の確保・拡大の投下等に当然のことながら資本が必要とされる。 かくして労働者が「労働力」を売り、資本家が 判断されるというのが一般的である。 の資本はどこからだれが生み出しているものなのか。労働者である。つまり労働 「労働の対価」であるか否か(この2つを『使用従属性』という)ということに 問題は、 その労働力の対価として、 「指揮監督下の労働」であるか否か、 [として、賃金があるかということで.「賃金」を支払うという契約関係が 支払われた報

はその 働組合」は「階級」として発生してきた労働者の必然的結果としてある。労働組合法 まとまる必然性もまた労働者が「階級」として発生してきたその生い立ちにある。 なってくる。 **労働組合** 生産規模が大きくなればなるほど「階級」としての労働者はますます多く 「目的」として次のように述べている。 労働者間の競争はますます激しさを増してくるが、その労働者が一 つに

的とする」。 働組合を組織し、 する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目 交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労 促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件につい 「第1条 この法律は、 団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制 労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを

が 提として制定されたのが はない。労働者が勝ち取ってきたものである。 生み出した組織形態だといってもよい。 つまり、先に述べたように、 「労働組合法」である。 資本家と労働者が対等の 労働組合は、集団的属 これは資本家から与えられたものでか対等の「契約関係」にないことを前 性を持 ;つ労働

約関係」を集団的権利行使によって対等なものにしていく、これがそもそも の発生と役割であり、それが労働者の「力」 「労働者の地位向上」と「その労働条件につい 組合を結成し、団体交渉や団体行動を組織したのである。対等ではない の源泉でもある。 て交渉』」するために労働者 は 自主

労働者の集団的権利行使を保障し明文化したのが 「憲法28条」であ

勤労 の団結する権 利 及び団体交渉その他の団体行動をする権利

の 団

の 団

としての労働者の権利を保障することにつながるということである。 いうことである。 :、労働者という個は、集団的属性を持つがゆえに、集団的権利行使が、すなわち個 重要なのは、これらがあくまでも「階級」としての労働者を保障するものであ もちろん 「憲法」は個としての基本的人権を最優先するものである ると

どの 法」の労働者の定義が、「労働基準法」の労働者の定義よりも広い意味でとらえられ 労働法は労働者の「集団性」を保護するものとも位置付けられる。 合において、 準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。 における基本法としての役割を果たしてきた。労基法13条は、「この法律で定める基 ていることにも見て取れる。 労働基準法以外の労働者保護諸法も基本的に同様の効力をもつとされている。そして 労働法は優先される 労働法が労働契約に対して強行的かつ直律的な効力を持つことを明確にしており、 一般法より優先して適用される。 無効となった部分は、この法律で定める基準による」と規定してい 労働法は、そのほとんどが特別法とされる。 労働者保護法たる労働基準法は、 それは 特別法 労働関係諸法 は、 「労働組合 この場 民 . る。

の他これに準ずる収入によって生活する者をいう」。 「労組法第3条 この法律で『労働者』とは、職業の種類を問わず、 賃金、 給料そ

異なった定めをしている場合は労働契約よりも就業規則の方が効力が強く、 ことはできない。 を持たせている。 に作成し、署名又は記名押印することにより効力を生ずる「労働協約」に優先的効力 失業者を含めて労働者と規定している。 約の効力が強いという関係である。もちろんいずれの内容も労働基準法に反する なぜ労働者の「集団性」を保護するかはすでに述べた。 すなわち労働契約、就業規則、労働協約が同一の労働条件について さらに労働組合と使用者 (団体) が さらに労

けて に大きく作用するのだということを認識し、具体的実践をしていくことである。 ける自らの立ち位置を再度確認する必要がある。そして、労働者の「組織的力」をつ 働法」は単に条項を解釈することではなく、労働者が実践の中に活かしていくことに ってこそ、その本来の目的が生きていくのである。 資本家と労働者は「対等の立場」にないからである。 いくことが、 総体の生活、権利の向上ひいては個々の労働者の生活、権利の 私たちは、 (労者研事務局長 資本主義社会にお 本村 向上

◇読者からのおたより◇

す。お手紙、資料有り難う御座いました。体調崩してるように見られたのですが、大丈夫ですか。 まいます。 身体一番です。ご自愛ください。 三池闘争のフイルム感動ものですね の学習会の御誘い有り難う御座いました。この日は他の会議とぶつかり、千葉は欠席となってし 三池闘争のフイルム感動ものですね。次々会から楽しみにして勤務申し込みして行きま 返信が遅れました。北海道へ行っておりました。 東京 どら猫ライダー)